

さがみはらSDGs パートナー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さがみはらSDGs パートナー制度（以下「パートナー制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(パートナー制度の目的)

第2条 パートナー制度は、SDGs の理念を理解し、達成に向けた取組を進める企業（個人事業主を含む）、NPO、団体、教育機関等（以下「企業、団体等」という。）を「さがみはらSDGs パートナー」（以下「パートナー」という。）として登録し、市と企業、団体等との連携を深めるとともに、パートナー間の連携を促進することで、SDGs の達成や地域課題の解決に向けた取組を推進することを目的とする。

(要件)

第3条 パートナーへの登録については、次に掲げる要件を満たす企業、団体等とする。

- (1) SDGs の達成につながる取組をしていること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- (4) 過去3年以内に重大な法令違反がないこと。
- (5) パートナーとして、市とともにSDGs の達成に向けた取組や地域課題の解決に向けた取組及びSDGs の普及啓発活動に取り組む意欲のあるもの。

(申請)

第4条 パートナーへの登録を希望する企業、団体等は、「さがみはらSDGs パートナー登録申請書」（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(登録等)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、当該申請書の内容の審査を行い、パートナーとして登録するときは、申請者に登録証（第2号様式）を交付する。

- 2 パートナーは、第3条に規定する登録基準の要件を満たさなくなったときは、速やかに市長に連絡しなければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、パートナーが、第3条に規定する登録基準の要件を欠いたとき又は次に掲げる項目に該当するときには、登録を取り消すことができるものとし、登録の取消しを決定したときは当該者に対して、「さがみはらSDGsパートナー登録取消通知書」(第3号様式)を交付するものとする。

- (1) パートナーが登録の取消しを求めるとき。
- (2) 虚偽の申請により登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 解散等の理由により、連絡が取れなくなったとき。
- (4) パートナー制度の信用を著しく損なうとき又は損なうおそれがあるとき。
- (5) その他、パートナー制度の運用に当たって重大な支障が生じると認められるとき。

2 前項の規定により登録を取り消された企業、団体等は、速やかに登録証等を返還しなければならない。

(損害賠償)

第7条 パートナー制度による登録は、パートナーの事業活動等について市が第三者に対して推奨、協賛等を行うものではなく、市は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

2 パートナーの事業活動等により、第三者に対する市の損害賠償債務が生じた場合には、当該パートナーは、当該損害賠償債務を引き受けるものとする。

3 市は、この要綱による登録及びパートナーに対する支援を実施し、又は登録を取り消したことによりパートナーに生じた損害に対し、損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、パートナー制度に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

この要綱は、令和2年10月8日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。